

返戻金制度について

事業者名： [株式会社 JTEC]

有料職業紹介事業許可番号： [27-ユ-305210]

返戻金制度に関する事項

当社の職業紹介により採用された方が、入社後 3 か月以内に本人の都合により退職した場合、または本人の責めに帰すべき事由による解雇（法令上有効な解雇に限ります。）により雇用契約が終了した場合、当社は求人者に対し、受領した紹介手数料の一部を次のとおり返還します。

雇用契約の終了時期	返還割合
入社日から 1 か月以内	80%
入社日から 1 か月を超え、3 か月以内	50%
入社日から 3 か月を超え、6 ヶ月以内場合	20%

- 紹介予定派遣の場合は、本制度の対象外です。
- 派遣先で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合は、本制度の対象外です。
- 求人者側の事情による雇用契約の終了は、本制度の返還対象となりません。

本制度と求人者との個別の有料職業紹介契約書等の定めが異なる場合は、個別契約書等の定めを優先します。